

平成 29 年度

定期監査結果報告書

平成 30 年 1 月 25 日

北見地区消防組合監査委員

平成 2 9 年 度 定 期 監 査 結 果

1 監査の期間

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日（火）から平成 3 0 年 1 月 2 2 日（月）まで
（現地監査は、平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）に実施）

2 監査の主眼及び方法

平成 2 9 年 4 月から同年 1 0 月までに執行された財務に関する事務事業が
予算及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼と
した。

収入では調定・収納事務等、支出では予算の執行状況全般のほか、現金取
扱事務（資金前渡金の精算処理を含む。）、契約に係る一連の事務などについ
て、抽出により諸帳票等の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴
取した。

また、本年度の工事等施工箇所及び救急業務体制等について、留辺蘂支署、
置戸支署、訓子府支署及び消防本部・消防署を対象に現地監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務について、関係書類の照合及び職員からの説明聴取並び
に現地での実査による監査を行った結果、予算及び関係法令等に基づき、概
ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に誤りや記載
内容が不備なものなど、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○時間外勤務命令について

本年度より時間外勤務命令等の集計が一部でシステム化されたが、これに
伴う事務の変更について十分な理解や確認がされないまま処理が行われてい
る事例が見られた。隔日勤務等により個人ごとに勤務状況は変わってくるが、

条例規則等を十分理解し所属長の責任において勤務実態及び業務内容をしつかり把握し、時間外勤務命令及び勤務確認を確実に扱い、適正な事務処理を徹底されたい。

○契約事務について

起案書の実施年月日の記載漏れや契約書に添付されている仕様書、再委託承認書の記載誤りが見られたので、適正な事務処理に努められたい。

消防業務は、住民のかけがえのない生命や財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために重要な責務を担っている。

地方財政が厳しいなかではあるが、大規模災害への対応や高齢化の進展等に伴う救急出場件数の増加といった近時の課題も踏まえ、今後とも適正かつ効率的な予算の執行を通じ消防力の維持向上に努められたい。